

《浪江町町内飲食店食料品調達支援事業補助金》

R 7. 4

町内飲食店に対して、食料品取扱事業者から購入する食料品の費用の一部を補助します。

▶食料品取扱事業者

- ①浪江町内において食料品等を取り扱う事業者
- ②浪江町内へ食料品を納入することができ、平成22年度及び平成23年度に浪江町に法人町民税を納付している事業者

上記の①、②どちらかの条件を満たす事業者が取扱店となる申請が可能です。

※令和7年4月14日現在の取扱店は以下の10店舗です。

イオン浪江店、ローソン浪江町役場前店、ローソン浪江下加倉店、旭屋、(株)伊藤商店、柴栄水産、道の駅なみえ、セブンイレブン浪江権現堂店、ファミリーマート浪江きらめき店、(株)ちーの

▶補助限度額等

補助対象経費の **3割** (月額上限10万円)

▶対象となる食料品

日本標準商品分類の項目表に掲げるもののうち、
大分類7-食料品、飲料及び製造たばこ>中分類69～75に分類される食料品並びに
中分類76>小分類291-みりん及び小分類292-合成清酒を含む。

ただし、中分類75-その他の食品>小分類39-その他の調理食品は対象外。

お店のメニューも
提出してください。
(コピーで大丈夫です)

▶申請～受領までの流れ 申請は令和7年6月30日(月)まで

町
内
飲
食
店

産
業
振
興
課

交付申請書(様式第3号)/食料品調達計画書(様式第4号)/事業開始許可書(写)/**お店のメニュー**/注意事項確認書 **令和7年6月30日(月)まで**

補助金交付決定通知書(様式第5号)

以下、四半期(3ヶ月)ごとに実施

実績報告書(様式第8号)/食料品調達帳簿(様式第9号)/印刷したレシート・請求書等

補助金交付額確定通知書(様式第10号)

交付請求書(様式第11号)

▶留意点

- 交付申請は、その年度にかかる事業費で申請いただきます。
- **実績報告及び請求書の提出期限は以下のとおりです。**
第1四半期(4月～6月)：7/15(火) 第2四半期(7月～9月)：10/15(水)
第3四半期(10月～12月)：1/15(木) 第4四半期(1月～3月)：4/15(水)
- 予算額に達した場合は、予告なく終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

問合わせ先
浪江町役場 産業振興課商工労働係

電話：0240-34-0247 ※8：30～17：30
メール：namie15010@town.namie.lg.jp